

(会議の経過) 第3回こども園の運営のあり方検討部会会議録

発言者	議題・発言内容
事務局	※前回の会議録について、一部修正箇所につき確認し、異議なしの確認後、公表につき確認をいただく。
委員	3ページ目の宍粟市社会福祉法人認定こども園運営ガイドライン(案)、1と2まで事務局から説明を。
事務局	※資料1、2ページ、3ページの1、2まで説明。
委員	3ページの3以降が具体的な部分で、1、2は趣旨、目的ということだと思う。1、2については特に問題はないかと思うがどうか。
委員	この資料だと、認定こども園は基本的には民間、社会福祉法人でということか。そこが問題になっているのではないのか、千種でも。ガイドライン案では公が手を引き、社会福祉法人が担い手になる前提になっている。これで進めていいのか。
事務局	このガイドラインについては、みなさんの意見が出る中で、ガイドラインを作っていこうと、2回目の部会では次回はガイドライン案を示せたらということでお示ししている。必ずしも全てを民間にまかせるということではなく、ガイドラインをクリアした社会福祉法人に担っていただきたいということ。このガイドラインをクリアできる場所なら担い手になってもらえるというところで議論いただきたい。
委員	宍粟市社会福祉法人認定こども園運営ガイドライン案となっている。社会福祉法人でない場合はまた別に作るということではないのだろう。最終的にはこのタイトルは社会福祉法人ということなのだろう。
委員	市の基本計画では民間となっているのだからこのタイトルなのだろうとは思ったのだが、例えば半官半民という意見もあったと思う。このまま議論を進めていいのか。
委員	市は社会福祉法人で進める考えは変えておらず、その話が出ると議論が前に進まない。どこが運営しようと、宍粟市のこども園としてこういうこども園を作って欲しいという意味で議論している。ガイドラインをクリアした社会福祉法人が担い手となり運営すれば、ここで議論した認定こども園として成り立つのだと思う。民間でも公立でも、最終的にすばらしいこども園ならば子ども達を通わせたいという意見も出ている。そういうことで議論をしていけばいいのだと思う。
事務局	基本の話になるが、市としての大きな考え方は変わっていない。具体的な仕組みをそれぞれの部会で検討をお願いしている。現時点で公立で認定こども園を運営することはないと思っている。
委員	委員会でのまとめでは、市としては民間で進めたいということなので、それを基本に部会でそれぞれ議論をして欲しいとのことだったと思っている。ただ千種も波賀も民間は1園しかないから当然そこにとということではなく、ガイドラインをクリアできないと担い手にはなってもらえないということだと思う。
委員	千種、波賀の場合1つしかなく、公立でないということであれば、私立に対する条件のレベルをどこまで高いものにするかということになる。
委員	選択肢がたくさんあれば交渉の仕方も違って来るが、1つしかない所だとそこに頼みこむことになる。
事務局	ガイドラインをクリアできないならば担い手にはなってもらえないと考えて

	<p>いる。担い手がいない場合は、市内で公募して探すことも考えられる。例えば一宮北校区は公立しかなく、社会福祉法人がないため、今後、公募することも考えられる。ただ、担い手になってもらえる社会福祉法人は宍粟市に十分あると考えている。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>実施場所は幼稚園になるのか。 場所については地域で今から協議いただく。事務局としては、できる限り既存施設の有効利用を考えており、税金を使う立場としてコストが低く良質なものができるとすれば、地域の方に理解を求めながら、そうしていきたい。</p>
<p>委員 事務局 委員</p>	<p>既存の保育園がガイドラインをクリアできない場合、市が募集してクリアできる担い手を探してきたとして、市が認める認定こども園と既存の保育所が存在することもありえるということか。 そういう可能性はあり得ると思う。</p>
<p>事務局 委員</p>	<p>仮にそういう方向で進むとなつて、既存の保育所がそのレベルに達することができずに、別にもう1つ認定こども園の保育園ができたとする。既存のレベルの保育園がある程度の期間は運営していくとした場合、市の考えている教育ができない所を将来的に残すままにするのかという問題がある。幼児教育のレベルは上げていかないといけないこと。クリアできるところがないから新しく作るというようなことではないのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料にもあるとおり、3、4、5歳にきちっとした幼児教育を提供する、そのことを認定こども園の仕組みの中に盛り込みたい。現行の保育所がそのまま保育所として残ることはあると思う。ただ、これから新しい仕組みを作る中で、保護者の方が3歳4歳5歳になったら認定こども園に通わせるのだということになれば、おのずと役割は見えてくるのではと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>認定こども園は社会福祉法人ありきで考えていくのか、ということだが、市は社会福祉法人で進めていくと考えている。ただ公でも民でも今案として示されているガイドラインに肉付けしていき、それに沿った認定こども園ができあがってくるのだと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>最初の話になるかもしれないが、この委員会は認定こども園について新たに考えていく会だと思っていた。我々は事務局の案に肉付けをし、修正をするのが役割だったのかと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>平成21年8月の基本計画は変えない、市は社会福祉法人で進めるとのことだった。千種で話がうまくいかず、市長が出てきて考え直すと言って、この会ができた。資料の項目の3番以降の条件をクリアできる社会福祉法人が本当にあるのだろうか。なければ他から引っ張ってくるという市の考えは本当に可能なのか。結局、条件のレベルを下げをお願いすることになっていくと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>市の提案するガイドラインに沿って、意見を言うのであれば、専門の委員会を設けて具体的に進めていかないといけない。</p>
<p>委員</p>	<p>この委員会では市が考えている認定こども園に、安心して通い、預けられるためにはどうすればいいかの協議をしている。</p>
<p>事務局</p>	<p>社会福祉法人に担ってもらうために、最低でもここまでは守ってもらわないといけないというガイドラインを作っていたきたい。ここは削ったほうがいいのか、加えたほうがいいのか、子どもを安心して預けられるための項目を積み上げてもらいたい。</p>
<p>委員</p>	<p>この素案にこだわらず、社会福祉法人でも公立でも、すばらしい認定こども園</p>

	<p>になればいいのではないのかと思う。3番のところに入らせてもらってよいか。3の施設運営の手法について事務局から説明を。</p>
事務局 委員	<p>※資料3施設運営の手法（1）まで説明</p>
委員	<p>幼児教育、保育の保障というところで、法令に示す指針、要領（仮称）しそく子ども指針を含めて指導をしていくことについてどうか。</p> <p>内容は事務的なことばかりで、子どもをどう育てていくかということは別の専門部会で話し合うことだとは思いますが、幼稚園教育の指針と保育所の指針は違ってくるので、そのあたりをどの様に刷り合わせていくのか、そのあたりが見えてこない。</p>
委員 事務局	<p>安全・安心を保つための保障制度とはなにか。</p>
事務局	<p>施設内でおこった怪我に対して、民だから公だからではなく保障していく意味合いで入れている。経費削減などで保険が削られたりしないよう、最低限の基準を示しておこうという意味である。</p>
委員	<p>民間だとどうしても利益を追求する、そこが公立と私立の違い。指導ということだが、教育委員会がどこまで指導できるのか。どこかで利益を追求する余地…ということがでてくるのではという、その辺の不安。経営が一旦スタートしてしまうと監督がしにくくなると思う。理想とする認定子ども園とは何なのかはこれだけでは理解できないと思う。</p>
事務局	<p>社会福祉法人は利益を追求することが法的に認められておらず、営利企業ではない。社会福祉法人は国、県、市からの運営費で運営されているパブリックな組織とご理解いただきたい。経営が苦しいから保育料を上げるということにならないよう市が関与していく。</p>
委員	<p>3歳児の担任制や養護教諭は現状はなくて、市がそういう仕組みでやっていくというなら市が支援していくということか。</p>
委員	<p>加えることはあっても削るような項目はないように思う。無理そうになったから後で削っていくということはないですね。施設の基準、幼児教育・保育に市がどこまで関われるのかということ、経営指針といったところをもう少し具体化してもらえればもっと具体的な意見が出てくると思う。</p>
委員	<p>関連した意見が出てきているので、資料の最後まで説明してもらった方が良いでしょう。事務局から説明を。</p>
事務局	<p>※3施設運営の手法～5施設運営における実栗市教育委員会の関わりまで説明</p>
委員	<p>認定子ども園を運営するにあたって重点的な部分を説明してもらったが、このことについて、意見を出していただきたい。</p>
委員	<p>人事交流について書いてあるが、千種や波賀は1つしか社会福祉法人がないが、一宮や山崎では可能なのか。</p>
事務局	<p>認定子ども園になると、1つの施設に幼稚園と保育園があり、その枠組みの中でできることもあると思う。新たにできる認定子ども園の元の幼稚園や保育所での交流、引継ぎのための交流を考えている。</p>
委員	<p>公立では保育園と幼稚園との人事交流がある。社会福祉法人では今までなかった。給料の格差や保障の条件があり、ここに書いてあることが本当に可能なのか疑問を感じる。</p>
事務局	<p>人事交流には、職員を派遣することも含んでいる。また、移行期間においては、法的に検討することはあるが、逆に社会福祉法人から幼稚園の方に研修にきて</p>

	<p>もらうことも含めて考えている。</p> <p>公立の幼稚園と民間の保育園が一緒になるということは、様々な引継をしてい かないといけない。移行期間には市の職員が関わる必要があり、社会福祉法人 を前提とした場合、民間の先生が市の幼稚園へ研修に行くことも検討してい る。ただ、民間園同士の人事交流はここには含めていない。</p>
委員	<p>人事異動が質の向上に繋がると思う。同じところで何年間も定着するとその園 の教育・保育が固定されて、他の園と質の格差ができることにもつながるので はと思う。</p>
事務局	<p>例えば、研修や先生方の質の向上、そういうことも含めて条件として盛り込ん でいったらどうかと思う。</p>
委員	<p>第3者の評価などもあって、地域で評価されていくのものではないかと思う。</p>
委員	<p>先生の資質といわれたら固定化してしまうかなと思う。</p>
事務局	<p>民間でも人事交流ができれば良いなという話は他の部会でも出ている。ここで 示しているのは引継ぎのための市と新しい社会福祉法人との人事交流のこと と考えていただきたい。</p>
委員	<p>民間では競争もあると思う。一律にということなら公立でないといけないの ではないか。</p>
事務局	<p>子ども指針を策定中だが、それを示して、担い手に幼児教育・保育の基本の部 分は必ず守ってもらいたい。教育要領や保育指針だけでは分かりにくいので、 もっと分かり易くした子ども指針をつくり、各園に守ってもらうようにする。 それができないと担い手にはなってもらえない。ただ、その上で社会福祉法人 の柔軟性を活かして独自性を出してもらいたい。</p>
委員	<p>民間の経営者は公立とは違う。園児を集めるために営業もする。この条件を受 けたとしても、厳しく取り決めをしていかないといけない。第3者評価も厳し いものでないといけない。宋栗市が関わりをもっていくといっても、どこまで も中に入れるわけではないのだから、一旦決めると後戻りはできない。</p>
委員	<p>社会福祉法人に頼むなら、これだけはきっちり守ってもらうことを作ってい かないといけない。第3者評価は父兄や地域の方の園に対する評価をもらうこと だと思う。</p>
委員	<p>民間保育園も、これだけ担い手としての条件が提示されたら、そのレベルまで は引き上げてもらわないと承諾してもらえない。ならばどちらにしても保護者 にとってプラスになると思う。例えば養護教諭をおいてもらえれば子どもに適 切に対応してもらえるとすると安心できる。</p>
委員	<p>理事会、評議委員会への市職員のかかわりのところで、市の職員の発言が理事 会でどう反映されるのか、市の職員の発言力について取り決めがないと一理事 ではどうにもならないのではないかと。</p>
事務局	<p>市職員の関わりについては1つの例で、内容がどう担保できているか、約束し たことが守ってもらえるかどうかの方が大切。仕組みを守るための手段の1つと して理事会の理事の1人に市職員が入ることを提案している。</p>
委員	<p>担い手を受けますということになったら何年受けるのか。永久か、区切りはあ るのか。</p>
委員	<p>期限を途中で切るのは難しいのではないかと。子ども達がいる限りやめてくださ いということではできないのではないかと。</p>
委員	<p>決めごとについては協定書を取り交わすのだろうが、担い手の方が早い段階で</p>

委員	困ったことが起きるのではないかと心配する。また認定こども園を担ってもらうためのこのハードルは高いのか。普通のことではないかとも思う。
委員	いくつかの新しい要素も入り、縛りはあると思う。
事務局	今、民間の保育所で行っていることと、ここに書かれていることがどう違うのかがよく分からない。子育て支援の在宅訪問に関することは、今の段階では保育所ではないと思うが、それは市の職員が園児のところに行き訪問するのか。
委員	市の職員ではなく認定こども園を運営される職員が訪問する。
事務局	認定こども園の中には子育て支援の方が別にいるということか。
委員	別に配置するかしないかも検討いただきたいが、現状、どこも実施しておらず、これをいれたら認定こども園の機能として子育て支援が充実すると思う。また、協定書を結んで履行しなければ、民法上の債務不履行にもなるかと思う。
事務局	社会福祉協議会の子育て支援とはどう違うのか。
委員	旧町ごとに1か所ずつ子育て支援センターがあり、社会福祉協議会も支援事業をしている。また幼稚園でも保育園でもまちの子育て広場などの支援事業をしている。認定こども園では子育て支援事業が義務化される。今後それらをどう整理していくか、調整する必要があると思う。
事務局	認定こども園の支援員に対する国の補助はあるか。
委員	国の指定を受ければ制度としてはある。市は子育て支援センターに係る補助金をもらっており、その辺りの調整が必要になってくると思う。
事務局	認定こども園に、市の子育て支援センター職員が関与していくことは市として考えられるのか。
委員	今後の調整の話にはなると思う。現制度は福祉センターや保育所に来てもらう、というのが基本。来られる人は良いが、1番心配なのは来られない人ではということで、今回の枠組みの中に訪問を盛り込んだ。今からの役割分担の話も必要になってくる。
事務局	私は1つの認定こども園の中で、保育所部門と幼稚園部門と子育て支援の部分の3つが1つになったイメージを持っていた。
委員	いろんなやり方があり、保育園と幼稚園と子育て支援センターが1つの園の敷地の中に別々にあるという所もある。子育て拠点事業として指定を受けている園では、子育て支援としての役割を明確にして取り組んでいるところもあるし、まちの子育て広場事業を強化していく方法でされているところもある。市の子育て支援センター、認定こども園の子育て支援、社会福祉協議会の支援の役割分担を明確にしていくことが必要になってくる。
事務局	在宅の子育て支援だが、みな幼児期にいろんな問題を抱えている。相談もして欲しいし、指導したいと思う親子もいる。乳幼児健診にも関わっていたが、子育てのところにきて刺激を受けてもらったり、子どもの様子を先生に見てもらったり、支援して欲しい子ども達がたくさんいたように思う。だが、そこまでやるということになると、認定こども園の責任が大変重くなる。訪問が必要な家庭のほうが難しい問題を抱えていると思う。
委員	来てもらえない人を対象にする場合は市の保健師の方が望ましいかもしれないが、認定こども園の仕組みに組み込みたいと考えている。
事務局	訪問するのは保健師や社協があるのだから、こども園の中での在宅子育て支援が重要ではないかと思う。
委員	次回、引き続きこの議論をするか。全体会で他の方の意見も聞いてみるか。

<p>委員 事務局 委員 事務局</p>	<p>次の全体会が最終で、ガイドラインやその他全てが決まってしまうのか。      次回の全体委員会は中間的な報告になってくると思う。      地域の委員会でもその辺の報告を待っているところがある。      全体会でそういう議論になるかは分からないが、骨格の部分だけでも決まったことは地域に早く知らせていかないといけない。地域の議論が止まったままになってしまうことも考えられる。このガイドラインについても、ここから内容を削るということは考えにくいことなので、素案という形でも地域に示していかないといけないと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>どちらにしても行政懇談会にはきちっと話しが出ないといけないと思う。事務局は異動で担当者が変わるかもしれない。ここで詰めた話が変わらないようにしてもらいたい。</p>
<p>委員 委員</p>	<p>将来に渡って約束できるように。      それぞれ出していただいた意見を再度まとめてもらい、全体会議の中に出してもらおうことでよろしいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>全体会議に出していくかどうかは、明日、質の向上検討部会があるので、その状況によって正副会長と相談させてもらって、検討、調整させてもらいたい。</p>
<p>委員</p>	<p>会議録を早く見せて欲しいと言われるので、できるだけ早く公開できるようにして欲しい。</p>
<p>事務局</p>	<p>できるだけ早く対応したい。会議終了後、委員の皆さんに1度確認していただき、修正等が無ければ速やかに公表する。概ね1か月を目途で公表していきたい。</p>